

相生市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（案） の意見募集について

介護保険をはじめとした高齢者福祉施策の方向を定める相生市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（案）を作成いたしましたので、相生市民意見提出制度（パブリックコメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

計画策定の趣旨

「相生市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画とを一体的に定めるものです。

今回は、第7期計画期間（平成30年度～平成32年度）における高齢者福祉施策及び介護保険施策の総合的な計画であり、また平成37年までの中長期的な視野に立った施策の展開をめざした計画となります。

本計画は、「第5次相生市総合計画」を上位計画として位置付けるとともに、「相生市地域福祉計画」、「相生市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「相生市健康増進計画（健康あいおい21）」、「相生市子ども・子育て支援事業計画」などの諸計画との整合性を図りながら推進します。

意見提出ができる方

- ・相生市に住所、事務所又は事業所のある方
- ・相生市に通勤、通学されている方
- ・相生市に納税義務のある方
- ・この推進計画に利害関係がある方

意見の提出期限

平成30年2月16日（金）まで
郵送の場合は、当日消印有効

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。
様式は自由であります。氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

（1）郵送

〒678-0031

相生市旭一丁目6番28号 相生市健康福祉部長寿福祉室

(2) ファクシミリ 0791-23-4596

(3) 電子メール kaigohoken@city.aioi.lg.jp

※ 氏名及び住所を忘れず明記してください。

案の入手方法

相生市ホームページ上、市役所の公文書公開コーナーまたは長寿福祉室で閲覧・入手できます。

その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

相生市健康福祉部長寿福祉室 TEL0791-22-7124